

① 給食食材の購入にかかる契約の実態について

本町が発注する建設工事などについては、法に基づき一定の条件のもと、発注見直し、入札結果等、指名理由および契約内容等の公表が義務付けられていますので、その状況については概ね知ることができますが、学校給食費における賄材料費約1億8千5百万円（当初予算ベース）に関連する契約については一切知ることができません。今後の予算、決算の議案審査の参考とすべく質問いたします。

- (1) 本年4月以降公会計での運用になって以降、食材購入に関する入札の件数と契約金額が高い順3件について、契約額と品目を示していただきたい。
- (2) 50万円を超える随意契約はあるのか伺う。
- (3) 単価契約で行う事案があると聞くが、どういう食材を対象としているのか伺う。
- (4) 食材の購入については、町財務規則、町学校給食費条例、町学校給食費条例施行規則、町学校給食運営委員会規則、町学校給食用物資の調達に関する要綱などにより運用がされているものと考えているが、公会計からの移行後、条文等と運用の整合は取れているのか伺う。

② 町特別職報酬等審議会の定期的な開催について

長与町特別職報酬等審議会規則によりますと、「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」という定めがあって、なおかつその審議会の委員5人を任命することとなっているようです。町長の専権事項であります会議の開催について、議員が述べるのも適当ではないのかもしれませんが、あくまでも会議の開催を求めるものではありませんのでご理解いただきたいと思います。

そこで提案ですが、1年もしくは2年、または3年に一回開催する等定期的に開催する、という事を決めて、その時々で額の妥当性を確認するという事にしておけば、町長においても適切な対応ができるのではないかと考えております。いかがでしょうか。